

# 沿 革

酒田港は最上川の河口に発達した港で、古くから日本海沿岸や内陸河川交通の要衝地として数多くの豪商が軒を並べ、中でも南部藩の定宿として日本海貿易に活躍した二木家、西鶴の「日本永代蔵」に北国一の米の買い入れ問屋と記述された鑑屋、日本一の地主として知られた本間家等は酒田港の象徴として全国にその名を知られている。寛文12年（1672）河村瑞賢による西廻り航路の開拓で酒田港は一層繁盛し、江戸中期には97軒を数える廻船問屋があり、嘉永・安政の頃は酒田港全盛の時代であった。

しかし、河口港として発達した酒田港は最上川下流部における乱流が甚だしく、また大洪水による流出土砂のため、港口の水深維持が困難であった。明治には帆船から汽船時代に変わり、船舶が大型化するにつれて港の利用度は低下し衰微をまぬがれなかった。明治17年政府は最上川航路の改良を目的とした治水工事を起して、河口港としての悪条件を克服してきた。「近代設備の整った酒田港は、大型外国船の入港が目立ち、昭和45年には北港地区の建設に着手、昭和59年6月には50,000D/W級第一船の入港、平成4年には中国黒龍江省との新航路「東方水上シルクロード」の開設、平成6年には家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物の輸入港の指定、平成7年には、韓国釜山との定期コンテナ航路が開設された。また平成12年7月からはガントリークレーンやCFS上屋を備えた国際ターミナルが供用を開始するなど環日本海時代に向けた設備の充実を図った。

近年は、平成15年4月に国土交通省の「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」に指定され、北港地区を中心にリサイクル関連企業の立地・稼働が進み、リサイクル貨物の取扱量も順調に伸びており、平成18年7月には酒田港湾計画を改訂し、平成22年8月に「重点港湾」、平成23年11月に「リサイクル貨物機能に係る日本海側拠点港」に選定されたことを受け、新たな時代の港へと躍進している。

昭和4年7月3日	第2種重要港湾に指定
7年5月31日	酒田港河海分離工事完成
12年4月1日	山形県酒田事務所設置
19年6月1日	東北海運局酒田支局設置
22年9月15日	酒田税関支署設置
23年1月1日	開港場指定
23年5月1日	酒田海上保安部設置
25年5月31日	港湾法（法律第218号）制定
26年1月19日	港湾法により重要港湾に指定
27年1月15日	酒田港及び附近路の安全宣言
27年7月1日	出入国管理指定
28年3月20日	山形県が港湾管理者となる
28年5月15日	山形県告示第325号により港湾区域を指定
29年8月25日	運輸省告示第379号により甲種港湾に指定
29年11月5日	港湾計画会議による計画決定
32年2月14日	農林省令第9号により植物防疫港に指定
32年7月1日	仙台入国管理事務所酒田港出張所設置
33年3月29日	建設省告示第679号により酒田港臨港地区指定
34年5月19日	山形県告示第388号により港湾区域改定
35年4月1日	山形県酒田事務所を山形県酒田港管理事務所と改称
35年10月1日	新潟検疫所酒田出張所設置
35年10月1日	厚生省告示第296号により検疫区域を指定
37年3月30日	山形県告示第525号により海岸保全区域指定
37年3月31日	1万トン岸壁バース竣工・同年4月2バース建設 着工・昭和40年3月完成

38年11月1日	酒田港植物防疫官事務所開設
39年8月20日	大蔵省告示第368号により木材整理場29,458㎡が保税地域に指定
39年12月1日	模型水平引込クレーン完成（大浜ふ頭第1岸壁）
40年4月7日	山形県告示第330号により港湾隣接地域指定
40年5月1日	袖岡ふ頭5,000トン岸壁建設着工・昭和44年3月3パース完成
41年3月28日	港湾審議会第26回計画部会で酒田港拡張計画決定
42年9月1日	横浜植物防疫所酒田出張所設置
44年4月1日	山形県酒田港管理事務所を山形県庄内支庁建設部港湾事務所と改称
44年5月26日	山形県告示第529号により港湾隣接地域追加指定
44年6月15日	酒田港石油基地さん橋建設着工・同年9月14日竣工
44年8月27日	財団法人山形県土地開発公社設置（酒田支社）
44年12月26日	山形県告示第1318号により酒田港臨港地区追加指定
45年4月1日	東ふ頭5,000トン岸壁建設着工・昭和47年3月2パース完成
45年8月4日	酒田北港建設起工式
45年8月18日	酒田港湾審議会第43回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
46年4月1日	山形県庄内支庁建設部港湾事務所を山形県臨海地域開発建設事務所と改称
46年5月1日	山形県酒田海洋センター開館
47年7月25日	酒田開港300年記念式（西廻り航路開設から）
48年3月31日	財団法人山形県土地開発公社を山形県土地開発公社と改組（酒田支社）
48年4月1日	山形県臨海地域開発建設事務所を山形県酒田臨海地域開発建設事務所及び山形県酒田港管理事務所と分離し改称
48年9月5日	埋立地南護岸及び北防波堤663m完成し北港浚渫始まる
49年11月1日	北港古湊ふ頭第3号岸壁完成第1船入港（ソ連船SIBIRTSEVO号） 酒田北港開港式典
49年11月1日	西ふ頭大浜陸橋開通
50年12月22日	港湾審議会第71回計画部会で酒田港港湾計画一部変更（防波堤）決定
52年3月25日	港湾審議会第77回計画部会で酒田港港湾計画一部変更（漁港区）決定
53年3月31日	北港古湊ふ頭第2号岸壁完成
53年12月15日	港湾審議会第84回計画部会で酒田港港湾計画一部変更（土地処分地）決定
54年7月21日	北防波堤計画延長2,000m達成
55年5月27日	北港50,000トン岸壁着工
56年4月1日	仙台入国管理事務所酒田港出張所を仙台入国管理局酒田港出張所に改編
57年4月1日	山形県酒田臨海開発地域建設事務所廃止
57年8月11日	港湾審議会第99回計画部会で酒田港港湾改訂計画決定
58年3月28日	山形県告示第494号により港湾区域の一部改訂
58年3月29日	古湊ふ頭第1号岸壁（50,000トン）完成
58年11月22日	地域港湾審議会酒田港港湾計画一部変更（軽易変更）決定
59年6月14日	北港5万トン体制完了 5万トン級石炭船「サージョン・フィッシャー号」入港
59年9月17日	内航コンテナ船「雷鳥丸」（993トン）就航
59年10月31日	西ふ頭－5.5m（2,000トン）岸壁2パース完成
59年11月1日	酒田港（北港地区）開港10周年記念式典
60年7月21日	北第2防波堤第1号ケーソン据付け
61年4月1日	山形県酒田港管理事務所及び山形県庄内支庁建設部港湾課を廃止統合し山形県庄内支庁建設部港湾事務所を新設
62年4月14日	山形県告示第516号により臨港地区の追加
62年7月25日	臨港道路大浜宮海線開通
63年4月1日	酒田港ポータルネットワーク21調査開始
平成元年6月1日	日本海初の双胴船「ニューとびしま」就航
元年12月1日	波エネルギー吸収型防波堤実証試験 (ケーソン据付け、発電、各種計測開始)

2年5月15日	山形県告示第653号により臨港地区の一部変更
3年5月1日	山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行
4年8月3日	酒田港開港500年記念式典
4年8月4日	中国黒龍江省との間に、日本海新航路「東方水上シルクロード」開設第1船入港（中国船、キュージャン号）
5年3月26日	港湾審議会第144回計画部会で酒田港港湾計画の改定決定
5年3月31日	北港宮海ふ頭第5号岸壁完成
6年4月	家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物の輸入港指定
6年7月	北港開港20周年記念式典
6年10月27日	西ふ頭上屋（一般 保税 くん蒸）完成
7年4月1日	北港宮海ふ頭第4号岸壁完成
7年5月9日	酒田港国際定期コンテナ航路開設
7年8月24日	TSL実験船「飛翔」寄港
7年11月11日	コンテナ用フォークリフト供用開始
9年12月18日	臨港道路大花宮海線国道7号交差開通
10年3月31日	宮海ふ頭上屋（一般）完成
10年3月31日	廃油処理施設改築完成
10年9月18日	酒田港国際定期コンテナ航路週2便化
11年3月30日	臨港道路大浜袖岡線（高質化）開通
11年3月31日	北港宮海ふ頭第3号岸壁完成
12年4月22日	酒田北港緑地展望台完成・オープン
12年7月14日	酒田港国際ターミナル（多目的大型岸壁）供用開始
12年11月29日	酒田港フェリー航路誘致協議会設立
13年4月1日	山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所と改称
13年8月9日	東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）「酒田みなとI.C」まで供用開始
15年4月1日	高砂西上屋供用開始
15年4月23日	総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定
16年7月1日	SOLAS条約発効に基づき、保安対策開始
16年7月3日	酒田港国際定期コンテナ航路週1便に減便
16年12月22日	北港宮海ふ頭第2号岸壁完成
17年3月16日	酒田港国際定期コンテナ航路週2便復活
17年7月18日	本港地区が「みなとオアシス酒田」として認定
18年7月6日	交通政策審議会第18回港湾分科会で酒田港湾計画の改訂決定
19年1月9日	酒田港国際定期コンテナ航路週1便に減便
19年8月17日	酒田港国際定期コンテナ航路週2便復活
20年2月13日	酒田港国際定期コンテナ航路週1便に減便
21年1月15日	家畜伝染病予防法に基づく「穀物のわら及び飼料用の乾草」の輸入港に指定
22年8月3日	重点港湾に選定
23年2月25日	酒田港国際定期コンテナ航路週2便復活
23年5月30日	西ふ頭くん蒸上屋が中国向け精米くん蒸倉庫として登録
23年7月9日	酒田港国際定期コンテナ航路週1便が中国へ延伸
23年11月11日	リサイクル貨物機能に係る日本海側拠点港に選定
25年4月1日	古湊ふ頭上屋供用開始
25年4月1日	コンテナ荷役機械「リーチスタッカー」供用開始
25年7月3日	航路再編により韓国航路週2便となる
25年11月28日	第2号コンテナクレーン供用開始

# 例 言

この統計年表は指定統計第6号として統計法にもとづく港湾調査規則（昭和26年3月10日運輸省令第13号）により酒田港と内外諸港との間に出入した船舶並びに貨物を中心とし、その他の各施設について調査資料を集録したものである。

調査並びに算定基準

1. 船舶は荷物の有無にかかわらず総トン数5トン以上のものについて調査した。
2. 本統計年表に用いた貨物の品種分類は、昭和53年3月運輸省大臣官房情報管理部基準による「港湾統計に用いる品種分類」である。
3. 貨物数量は、トン単位とし、次により換算した。

(1) 重量によるものは $1,000\text{kg} = 1\text{トン}$

(2) 容量によるものは $1.133\text{m}^3$ （40立方フィート） $= 1\text{トン}$

(3) その他商慣習によるものは、

イ、油類およびその他の液体（飲料水を含む。ばら積みのものであって容器入りを除く。）

$1\text{m}^3 = 1\text{トン}$

ロ、米穀類、セメント、肥料（ばら積み、袋入りとも）

$1,000\text{kg} = 1\text{トン}$

ハ、木材類、原木 $0.835\text{m}^3$ （3石） $= 1\text{トン}$

製材 $1.133\text{m}^3$ （4石） $= 1\text{トン}$

ニ、漁獲物（ばら積み、漁箱入りとも） $1,000\text{kg} = 1\text{トン}$

ホ、容器入りのもの（からのものを含む。）

ドラム缶4本 $= 1\text{トン}$

石油缶 40個 $= 1\text{トン}$

1.8リットル（1升）入りビン $= 10$ 本箱入り20箱 $= 1\text{トン}$

ヘ、砂、砂利（重量を実測しない場合）

砂  $6\text{m}^3$ （1立方坪） $= 10\text{トン}$

砂利  $6\text{m}^3$ （1立方坪） $= 13\text{トン}$

碎石  $6\text{m}^3$ （1立方坪） $= 9.6\text{トン}$

ト、石 材

$1\text{m}^3 = 2.7\text{トン}$

# 目 次

## 主要統計グラフ

1. 入港船舶年次別比較表	3
2. 入港船舶比較表	3
3. 海上出入貨物累年比較表	4
4. 海運貨物総括表	4
5. 輸出入貨物品種別表	5
6. 移出入貨物品種別表	5
7. 輸出入貨物国別分布図	6
8. 移出入貨物都道府県別分布図	8
9. 国際コンテナ貨物国別分布図	10
10. 本港地区・北港地区比較表	12
11. 輸入原木実績	12

## 第一章 入 港 船 舶

1. 入港船舶年次別表	15
2. 入港船舶月別表	16
3. 入港船舶階級別表	17
4. 入港船舶階級別月別表	18
5. 入港最大船舶月別表	20
6. 外航船国籍別入港隻数	20
7. 船舶乗降人員月別表	20

## 第二章 海 運 貨 物

1. 輸移出入貨物年次表	23
2. 輸移出入貨物月別表	25
3. 輸移出貨物品種別表	26
4. 輸移入貨物品種別表	28
5. 品種別外国貿易表	30
6. 品種別内国貿易表	37
7. 国別外国貿易表	40
8. 都道府県別内国貿易表	48
9. 木材輸入状況	52

## 第三章 施設利用状況

1. 係留施設の状況（－4.5m以上）	55
2. 施設別階級別利用状況（－4.5m以上）	56
3. 施設別品種別利用状況（輸出・移出）	58
4. 施設別品種別利用状況（輸入・移入）	59

## 第四章 コンテナ取扱状況

1. コンテナ貨物年次別表	63
2. コンテナ貨物月別表	64
3. コンテナ貨物品種別表	65

